

議第54号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第36条第1項第3号中「取締役」の右に「，執行役」を加え，同項第4号中「住所」の右に「(法定代理人が法人である場合にあっては，名称及び代表者その他の役員の氏名並びに主たる事務所の所在地)」を加える。

第36条の3第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は，平成24年4月1日から施行する。ただし，第36条第1項第3号の改正規定は，公布の日から施行する。

提案理由

未成年者である申請者の法定代理人が法人である場合における屋外広告業の登録の要件及び申請書の記載事項を定める等の必要があるので提案する。